

2022年11月1日 初冬号

一般社団法人 被曝と健康研究プロジェクト

<http://hibakutokenkou.net/>



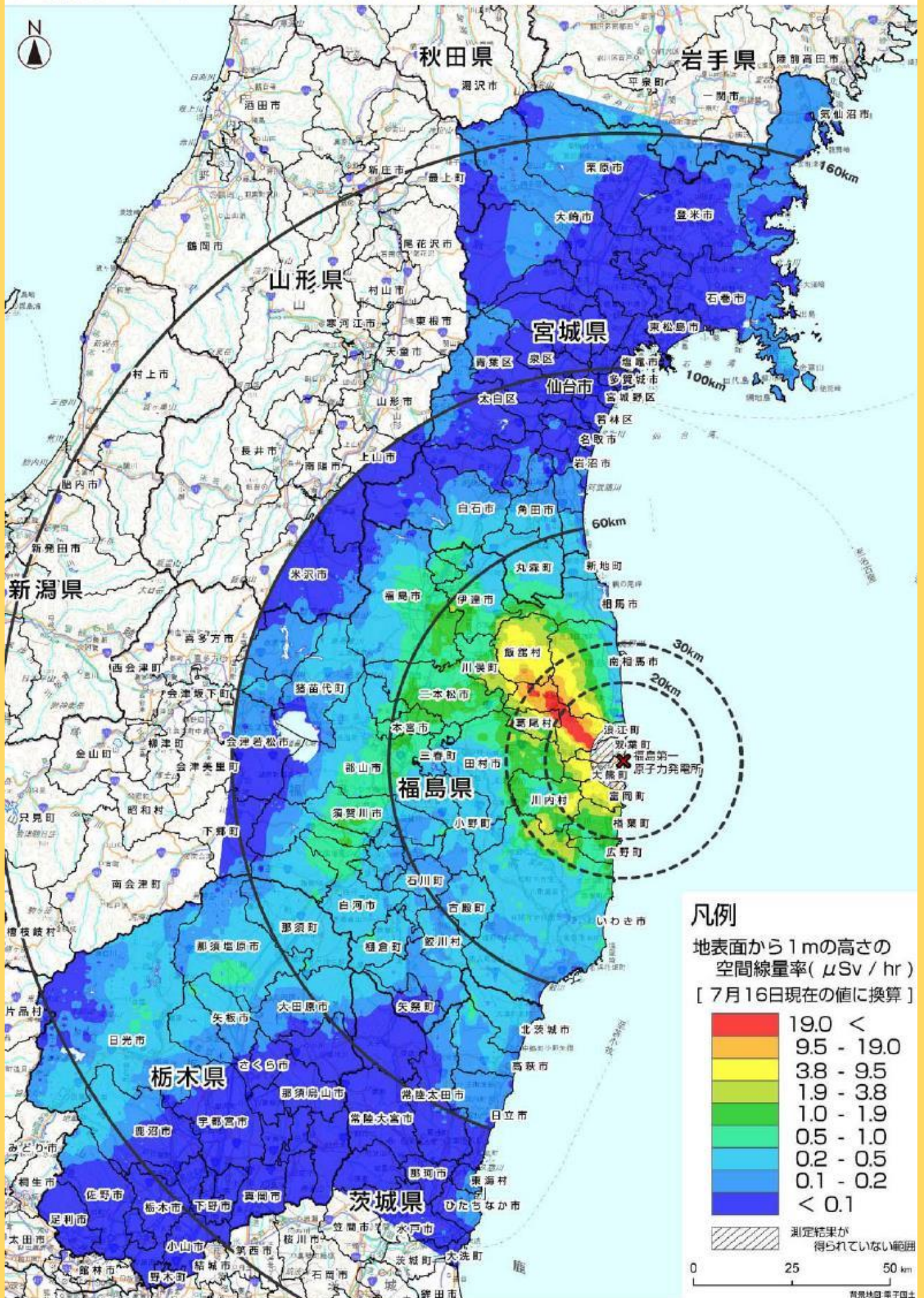
「原発は止めるべき」と訴える古賀茂明氏(左)と樋口英明氏(右)

古賀茂明
VS 対談
樋口英明

「樋口ドクトリン」

『脱原発』私は広めています

◆別図 2011年7月27日 文部科学省及び栃木県による航空機モニタリングの結果 (C134、C137)
 (文部科学省がこれまでに測定してきた範囲及び栃木県南部における空間線量率)



■「週刊プレイボーイ」9月5日号から

2012年1月開始の本連載(注:『古賀政経塾!!』)はこれがラスト。古賀茂明氏が長期連載で主張し続けたのが「脱原発」です。そして福井地方裁判所の元裁判長・樋口英明氏は安全性の観点で全国的にごく少数の原発の差し止め判決を出したことで知られています。今も「原発は止めるべき」と訴えるふたりは、原発への警戒感が薄らぐ日本社会をどう見るか。じっくり語り合いました。

■なぜ大飯原発を止めたのか

古賀茂明 (以下、古賀) 樋口さんの著書『私が原発を止めた理由』(旬報社、21年3月刊)を読んで、感銘を受けました。原発の運転停止を命じた理由と聞くと、難解な科学的知見を総動員したものと考えがちですが、実際は中高校生でもわかるような平明な理由だった。だからこそ、なぜ原発が危ないのか、誰でもすんなりと理解できる。

樋口英明 (以下、樋口) そうですね。私が原発の運転を止めないといけないと考えたのは、とても単純な理由からでした。

* * *

2014年5月21日、福井地裁の裁判長だった樋口英明氏は、大飯(おおい)原発3、4号機の運転差し止めを命じる判決を下した。11年の福島第一原発事故後出された「初の」原発運転差し止め判決である。

この判決は原発がもたらす国富＝経済的利益より「豊かな国土に国民が根を下ろして生活していることが国富」(判決文より)であるとして、憲法13条が保障する「人格権」

(生命や身体、自由など、個人が生活を営む上で他者から保護されるべき基本的人権のひとつ)を最優先し、原発の運転差し止めを命じた歴史的判決として知られる。



樋口氏は17年に定年を迎え退官。現在は、全国を行脚しながら原発の危険性を訴える講演活動などを続けている。

* * *

古賀 この本で樋口さんは5段階のわかりやすい論理を説くことで、原発の再稼働は許されないと結論づけています。

- ①原発事故のもたらす被害は極めて甚大。
- ②それゆえに原発には高度の安全性が求められる。
- ③地震大国・日本において原発に高度の安全性があるということは、原発に高度の耐震性があるということにほかならない。
- ④わが国の原発の耐震性は極めて低い。
- ⑤よって、原発の運転は許されない。

あまりに明快なので、私はこの5項目を勝手に「樋口ドクトリン」と呼んであちこちで紹介しています（笑）。

樋口 講演などで話すと、聴衆の方は①～③までは頷（うなず）きながら聞きますが、④の「原発の耐震性は低い」という項目になると「原発は頑丈なのは？」と、怪訝（けげん）な表情をしますね。

古賀 私自身は原発は危ないと思っていましたが、その耐震性が一般住宅より低いということは初めて知りました。正直びっくり仰天でした。

樋口 原発ごとに予想される最大の揺れを「基準地震動」と呼び、地震の揺れの強さを示す加速度 $G a 1$ （ガル）で表すのですが、既存の原発の基準地震動はおおむね $600 \sim 1000 G a 1$ ほどです。

しかし、実際には、日本では $1000 G a 1$ を超えるような地震は今世紀だけで18回も起きていてまったく珍しくないし、過去には最高 $4022 G a 1$ の揺れを記録したこともある。だからこそ、日本の住宅メーカーは家の耐震度を高めているんです。

例えば、三井ホームは $5115 G a 1$ 、住友林業も $3406 G a 1$ の揺れに耐える家を開発して販売しています。それに比べると、既存の原発の耐震性は低いと言わざるをえません。

古賀 ただ、樋口さんのように、「耐震性が低すぎるから原発を運転してはダメ」というシンプルな理由から、差し止めを命じた裁判官はいなかった。多くの裁判

官は基準地震動をはじき出した難解な計算式の是非を判断することにのみ傾注してきました。

ただし、裁判官も地震学の専門家ではないから、その計算式が正しいのか間違っているのか、判断できない。そこで、「地震学の権威や原子力規制委員会が計算式は正しいと主張している以上、専門家でない判事が止めろとまでは言えない」と考え、当たり障りのない判断で逃げてしまう。

そんな判決が積み重なって先例となり、原発の運転差し止めを求める住民訴訟の敗訴が繰り返されてきたという印象です。

樋口 毎時100mmの雨や風速50メートルと聞けば、過去の気象データや実体験からだいたい想像がつく。でも、Galなどの揺れに関する数値は地震観測網が近年まで整備されてこなかったこともあって、裁判官も実感できない。だからこそ、難解な計算式を検討するほかなく、迷路に迷い込むしかなかった。はっきり言って、過去の原発訴訟の多くは高度な「専門技術訴訟」に陥ってしまい、結果としてリアリティに欠ける裁判になってしまったと考えています。



古賀 樋口さんはこの本で、「リアリティ」とは「普通の質問をする力」と定義づけています。

樋口 難しい計算式ではなく、一般住宅より原発の耐震性がはるかに低いというシンプルな事実から、原発の安全性を問うことがリアリティなんです。

金銭絡みの裁判でも適切な判決を下すには金銭授受の有無から始まり、それは小切手だったのか、現金だったのか、借りの動機はなんだったのかなど、リアルな事実を細かく検証しないとイケない。リアリティを欠く判決は一見、法律に沿ったように見えても実は空理空論なことが多い。

原発裁判はその典型です。

古賀 それにしても、住宅の耐震度との比較から原発の危険性を浮かび上がらせようなんてアイデア、よくひらめきましたね。

樋口 実はネットで見たんです。ある日、たまたま三井ホームのサイトを見ていたら、「5000Gal以上の地震も大丈夫！」と宣伝していた。それを見た瞬間、「これは使える」と直感しました。

■最高裁がつくるある「雰囲気」

古賀 裁判官は他者の指示や命令でなく、自己の判断によって判決を下す独立した存在です。しかし、原発訴訟ではおしなべて原発をストップさせたい住民側の敗訴が続いている。国や最高裁あたりから、何かしらの圧力みたいなものがあるんですか？

樋口 憲法で裁判官の独立は保障されており、その原則は国も最高裁も侵せません。だから、原発推進派に有利な結論を裁判官に押しつけるようなことは絶対にありません。ただ、「雰囲気づくり」のようなことはありますね。

古賀 雰囲気づくり？

樋口 ええ。最高裁が原発訴訟を担当する全国の裁判官を司法研修所に集めて「研究会」を開くんです。パネラーとして過去に原発訴訟を体験した裁判官、検察官、行政法の大学教授などが招かれ、参加者の前であれこれ論議をする。その議論の方向性というか、ムードがね……。

古賀 原発のプロである原子力規制委員会が作った安全規則を正面から間違っていると指摘することは難しいとか、原発が直ちに危険だと結論づけるのは拙速だとか、そんなムード？

樋口 ひと言で言うと、そのとおりです。実は私も「研究会」に招集されたことがあります。研究と言いながら、実際にはパネラーばかりが発言し、裁判官たちはそれを押し黙って聞いているだけ。

発言の内容も福島であれだけ大きな原発事故がありながら、その危険性をまったく感じていないようなものばかりで、「最高裁は原発再稼働の方向に判決を誘導したいのだろうか？」と感じざるをえませんでした。

古賀 そんな話、初めて聞きました。司法独立の気概はどうなっているのか、心配になってしまいます。

樋口 裁判官は自分の頭で考えなくなっているんです。独立の気概を持って真相解明に乗り出していくという姿勢がなくなっている。

厚労省が医師会や製薬会社などの利害の調整役になっているように、省庁の多くは既得権益集団の利害をコントロールするところですが、そうであればあるほど、裁判所は「人権擁護の最後の砦（とりで）」として国民の側に立った司法判断を下さないといけない。

でも、その役目を果たせていない。国寄り、行政寄りの判断を下すことがクセというか、習い性になっている裁判官が少なくない。特に最高裁はその傾向が顕著です。

古賀 確かに地裁、高裁で脱原発を目指す原告が勝訴しても、最高裁でひっくり返され、原告敗訴になるケースが目立ちますね。福島原発事故で国と東京電力に損害賠償を求めた4つの訴訟でも、最高裁は6月17日に国の責任を認めた福島地裁、仙台高裁などの判断を覆し、「国の責任は問えない」と逆転判決を出しました。

樋口 とても最高裁が出した判決とは思えないひどいものでした。何しろ、津波襲来の予見性や地震の長期評価への信頼性といった裁判の重要な争点にすら、一切触れないんですから。これが最高裁判決かと思うと、情けなくなる法曹関係者は私だけではないでしょう。最高裁そのものが国寄りの判決を下すことが「習い性」になっていると考えるべきですね。

■ “原発容認、に抗うシンプルな理屈

古賀 9月10日から、樋口さんも出演するドキュメンタリー映画『原発をとめた裁判長 そして原発をとめる農家たち』が公開されます。退官後とはいえ、裁判官が担当した裁判について全国行脚して語ることすらかなり異例なことなのに、映画にまで出演するなんて前代未聞です。

樋口 そうでしょうね。私もそんな裁判官、見たことも聞いたこともありません（笑）。

古賀 出演することに躊躇（ちゅうちょ）はなかったんですか？

樋口 まったく。オファーされたその場で出演を快諾しました。退官後に著書や講演を通じて原発の危険性をお伝えしてきましたが、なかなか広がらない。本なんて読んでくれる人は本当にわずかです。

その点、映画ならもっと多くの人が劇場に足を運んでくれるだろうし、私の考えも視覚的に伝わるだろうと考え、出演を即決しました。

古賀 そうですね。これまで原発の新增設を「想定していない」としていた岸田政権が方針を転換し、新增設の検討に舵（かじ）を切りました。ウクライナ戦争でロシア産天然ガスの供給が不安定になったヨーロッパで原発見直しの機運が高まっていることもあって、日本国内の世論も原発容認ムードになっています。そんなときだからこそ、ぜひ、この映画を見てほしいですね。原発がいかに危ないシロモノか、よく理解できるはずですから。

樋口 原発の過酷事故は国家と国土の壊滅をもたらしかねません。原発がないとガスや電気代が高騰し、多大な経済的損失をもたらすという話とは次元が違うんです。次元の違う話を並べて天秤（てんびん）にかけてはいけません。

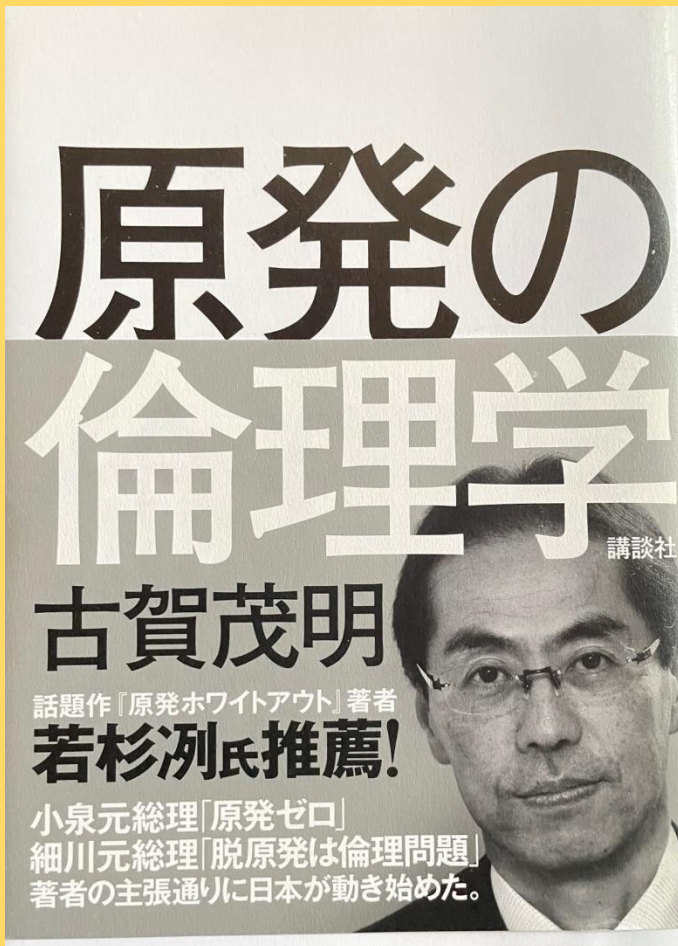
原発の差し止め訴訟の本質はすごくシンプルで簡明です。「原発敷地に限っては強い地震は起きない。だから、一般住宅よりも低い耐震度でもかまわない」という電力会社側の主張を信用するか、しないか、それだけ。

もちろん、そんなこと誰も信じられないでしょう。安全が担保されていない以上、原発は止めるしかない。この当たり前なことを映画で伝えることができればと願っています。

古賀 いまさらですが、電力需給が逼迫（ひっぱく）するのは11年3月に福島原発事故が起きたときに、脱原発の決断をできなかったからです。その決断をしていれば、再生可能エネルギーの普及や送電線網の整備が進み、電力不足に陥ることなどなかったはず。

ところが何もしなかったために、夏冬のほんの数日のピーク時に停電のリスクが生じる。今問われているのは、これを回避するために、安全でない原発を動かして事故が起きたときの日本壊滅にもつながりかねないリスクを取るのか、原発と決別し、再エネなどのイノベーションを活用して電力不足を克服する道を選ぶのか？ 答えはすでに明らかでしょう。

●古賀茂明（こが・しげあき）



1955年生まれ、東京大学法学部を卒業後、通商産業省（現・経済産業省）に入省。産業組織課長、OECD プリンシパル・アドミニストレーター、産業再生機構執行役員、経済産業政策課長などを歴任。2008年国家公務員制度改革推進本部事務局審議官に就任し、急進的な改革を次々と定議。2009年末に経済産業省大臣官房付とされるも、2011年3月の東日本大震災と福島第一原発事故を受けて4月に日本で初めて東京電力の破綻処理策を提起した。経産省から退職勧告され、同年9月に辞職。

著書に『日本中枢の崩壊』（講談社文庫）、『官僚の責任』（PHP新書）、『日本を壊した霞が関の弱い人たち 新・官僚の責任』（集英社）、『官邸の暴走』（角川新書）、『官僚を国民のために働かせる法』（光文社新書）、『信念をつらぬく』（幻冬舎）、『利権の復活』（PHP新書）など多数。

『原発の倫理学』（2013年講談社）

目次紹介

- 第①章・東電破綻処理最初の攻防
- 第②章・原発再可動で浮上した原子カムラの正体
- 第③章・東電救済と大飯原発再稼働決定
- 第④章・原子力規制委員会を根底から批判する
- 第⑤章・原発推進派の荒唐無稽な言動
- 第⑥章・フクシマの現場を直視せよ
- 第⑦章・虚飾と欺瞞の安倍政権

現在、政治経済評論家。フォーラム4代表。古賀茂明政策ラボ代表。

止めた理由



樋口英明
元福井地裁裁判長

私が原発を

1952年生まれ、三重県出身。京都大学法学部卒業後、司法修習第35期修了。

1983年4月12日、福岡地方裁判所判事補に任官。1985年4月より静岡・宮崎・和歌山・大阪・熊本・名古屋などの地方裁判所・家庭裁判所・簡易裁判所の判事補・判事を歴任。

2006年4月1日－2009年3月31日大阪高等裁判所判事

2009年4月1日－2012年3月31日名古屋地家裁半田支部長

2012年4月1日－2015年3月31日福井地家裁判事部総括判事・福井簡裁判事

2015年4月1日 名古屋家裁部総括判事・名古屋簡裁判事

原発の耐震性は一般住宅より低いという衝撃の事実!

「原発敷地に限っては強い地震は来ない」
 という地震予知に依拠した原発推進
 あなたの理性と良識はこれを許せますか?

2014年5月、関西電力大飯原発3、4号機の運転差し止めを命じる判決を下した。15年4月、原発周辺地域の住民ら9人の申し立てを認め、関西電力高浜原発3、4号機の再稼働差し止めの仮処分決定。17年8月、名古屋家裁部総括判事で定年退官。 著書に『私が原発を止めた理由』(2021年 旬報社)

私が原発を止めた理由 目次紹介

はじめに

第1章 なぜ原発を止めなければならないのか (1 危険とは何か 2 福島原発事故とは 3 被害の大きさにおける危険 4 事故発生確率における危険)

第2章 原発推進派の弁明 (1 住宅とは比較できないー一番目の弁明 2 原発の耐震設計は地表を基準としていないー二番目の弁明 3 強震動予測ー三番目の弁明 4 電力不足とCO2削減ー四番目の弁明 5 原発を止める当たり前すぎる理由 6 放射能安全神話ー原発推進派の最後の弁明)

第3章 責任について (1 三・一一後の私たちの責任が重い理由 2 司法の責任 3 私たちの責任)

あとがき

福井地裁大飯原発運転差し止め訴訟判決要旨

福島で奮闘している月刊誌に『政経東北』（編集発行所 株式会社東邦出版）がある。筆者の愛読書の一つだ。地元ならではの視点で書いてある。9月号が、「ワイド特集 終わらない原発事故」を掲載した。そこで、次の4つの話題を提供している。

隠し通せなかった放出設備施工社。
新型コロナ蔓延が「公表」を後押し

東電の“素人飼育“でヒラメ大量死。
「風評払しょくに逆効果」と指摘する声

「中間指針」の改定はしばらく先か。
原発賠償訴訟判決の分析に苦戦

信用できない国連被曝影響報告書
科学者団体の検証で見えた疑問点

詳しくは雑誌を読んでほしいが、筆者の興味を引いたのは、「ヒラメ大量死」と「信用できない国連被曝報告書」だ。「国連被曝報告書」は、国連科学委員会（UNSCER）と呼ばれるところが21～22年に出した福島に関する報告書である。これは、日本政府やその周辺の御用学者の意見を強く反映したもので、日本でも厳しい批判が相次いでいる。福島の雑誌が鋭い批判を展開しているのは注目に値する。これについては、時期を改めて企画する。「ヒラメ大量死」は大要以下の通り。

東京電力は福島第一原発敷地内にたまる処理済汚染水の安全性を証明する狙いから、原発構内でヒラメやアワビの飼育を行っているが、実は相当な数を死なせている。

飼育事業は処理済み汚染水の海洋放出を見据えて、今年3月から行われている。汚染水に浄化処理を施しても放射性物質・トリチウムは残るとされており、その影響を懸念して海洋補放出に反対する人も多い。

そこで、海洋放出時の環境を再現した水の中でヒラメを飼育し続けることで、「生体内でのトリチウムは濃縮されず、生体内のトリチウム濃度が生育環境以上の濃度にならないこと」を証明し、健康被害の影響がないことを示して、海洋放出への理解を促す狙いがある。

3月から原発近くで採取した海水を使って、飼育練習を開始。9月号からはいよいよ①汚染水を海洋放出時と同じ基準（トリチウムの濃度を国の排出基準の40分の1=1ℓ当たり1500ベクレル未満）に希釈した水、②通常の海水の2種類の水槽を準備し、生育状況を比較しながら本格的に飼育予定だという。

ところが、まだ準備段階にもかかわらずヒラメが大量死しているのだ。8月19日現在、ヒラメ約140尾（飼育練習用100尾、分析練習用40尾）のうち60尾が死亡した。主な原因は寄生虫の影響（19尾）、寄



東電の説明文⇒【海洋生物の飼育練習 継続中】現在は、通常の海水でヒラメの飼育練習を続け、ノウハウを蓄積しています。こんど、「海水」と「海水で希釈した多核種除去設備等処理水（ALPS 処理水）で魚を飼育し比較する「飼育試験」を行う計画です。（写真とも2022年6月16日発表）

生虫駆除を目的とした塩水浴の影響（36尾）、調査目的の引き上げ（5尾）など。7月21日からは本番環境をシュミレートしたモックアップした水槽で飼育をスタートし、寄生虫対策のUV殺菌装置を設置。併せてアワビ約30個の飼育も始めたが、8月19日時点で4個が死亡している。

東電はプレスリリースや記者会見などで「現在は練習段階であり、飼育ノウハウは順調に蓄積されている」と強調しているが、水産業界関係者などからは「“ど素人”が思い付きで飼育して、ヒラメやアワビを、ただ死なせているようなもの」、「海洋放出の安全性を示す以前の問題」と呆れる声が上がっている。「ヒラメ飼育は難しくない」

県水産資源研究所の佐久間徹副所長は「水を棄てずに循環させて飼育しなければならない点など、通常の養殖環境と異なる点はあるとは思いますが、ヒラメの飼育・養殖はそれほど難しいものではない。世界でも盛んにおこなわれているのですが…」と大量死に首をひねる。今回の事業が「“ど素人”の思い付きと評される所以だろう。ある水産業界関係者は「通常の飼育さえきちんと出来ないのでは、処理済み汚染水と通常の海水の違いを比べることも出来ないし、トリチウムの生態濃縮の有無も正しく示せないでしょう。当初の目的を実現できるのか疑問です」と指摘している。

【コメント】こんな「事業」を、東電指導部が「まじめに」やっているとしたら、“稀代の二枚舌”というべきだろう。

【理由】原発処理水（汚染水）には、処理できないトリチウムの他63の核種がALPUSで処理対象となっている。そのうちニッケル63、コバルト60、マンガン54、亜鉛58、鉄59は通常原発排水に含まれる。それ以外は311事故由来の核種だが、それらがすべて処理されるわけではない。海洋放出される11の核種、炭素14、ストロンチウム90、イットリウム90、ルテニウム106、ロジウム106、アンチモン125、ヨウ素129、セシウム135、セシウム137、バリウム137、コバルト60は処理が不十分で排水に残る。トリチウムは約125万トン約860兆ベクレル放出される。「稀釈」というが、放射性核種そのものが分解してなくなるわけではない。「受け皿」の量を大きくするだけだ。放射線核種は漂流し、沈殿し、やがて生態系に影響を及ぼす。反対する所以だ。先の「事業」で、安全性を証明しようなど、「稀釈」と合わせて、国民をあざむこうとする、詐欺にも等しい「事業」と言える。いずれこの事業費も電気料として請求されるのだが。（田代）

一般社団法人「被曝と健康研究プロジェクト」役員

顧問

有馬理恵 劇団俳優座女優、石塚健 医師、沢田昭二 名古屋大学名誉教授、理論物理、内部被曝、曾根のぶひと 九州工業大学名誉教授、玉田文子 医師、西尾正道 北海道がんセンター名誉院長、本行忠志 大阪大学医学系研究科教授、益川敏英 ノーベル物理学賞受賞、名古屋大学特別教授・素粒子研究機構長、京都大学名誉教授（2021年7月ご逝去）、松崎道幸 北海道旭川北医院院長、矢ヶ崎克馬 琉球大学名誉教授
代表理事 田代真人 ジャーナリスト、理事 浅野真理、住田ふじえ、監事 三宅敏文

「LETTER」の内容についてのご意見は下記へお寄せください。
一般社団法人 被曝と健康研究プロジェクト 代表 田代真人
〒325-0302 栃木県那須町高久丙407-997
Eメール：masa03to@gmail.com